

## 資料2 産業動物の福祉の向上

### 論点メモ

#### 1 現状と課題

古くから畜産業が盛んであったEUにおいては、産業動物の福祉の理念が比較的浸透しており、産業動物についても飼養保管、輸送及び処分方法に係る法的規制を行う国がでてきている。なお、米国においては畜産動物の飼養・管理に関する法的規制等は行われていない。

我が国においては、歴史文化や国民性の違いから、次のとおり、生産者及び消費者の双方の側において、産業動物の福祉の必要性等に対する理解や合意形成が進んでいない。

産業動物に関する関心や理解が低く、産業動物の福祉の必要性等に関する国民的合意の形成が進んでいない。

産業動物の福祉向上による生産コスト上昇及び生産性低下に伴う小売価格の上昇等に関する国民的理解の形成が進んでいない。

世界獣医学協会等の国際機関において提唱されている「家畜福祉の5つの自由」の理念が、産業動物の飼養保管基準等において十分に反映されているとはいえない。

#### 家畜福祉の5つの自由

飢えと渇きからの自由、肉体的苦痛と不快感からの自由、傷害や疾病からの自由、おそれと不安からの自由、基本的な行動様式に従う自由

#### 2 検討事項

上記の課題の解決を図るため、次の事項について検討することが必要である。

国際的な家畜福祉の基準原則である「5つの自由」の理念の浸透

「産業動物の飼養及び保管に関する基準」等の普及啓発等

「産業動物の飼養及び保管に関する基準」等に係る、畜産行政機関・団体との連携・協力による、生産者に対する周知徹底、消費者に対する普及啓発

欧米諸国では、消費者ニーズの高まり及び公正な競争と消費者の視点に立った透明性の確保を図る観点から、動物の福祉の観点を盛り込んだ「有機畜産」認証制度が進んでいる。我が国においても、有機畜産は、消費者ニーズの高まりを受け、JAS法の下での認証制度の整備が検討されている。

このような制度は、消費者のニーズと生産者のメリットを結びつける有効な取り組みと考えられる。

## 1 日本における産業動物の概要

産業動物とは、産業等の利用に供するため、飼養し、又は保管しているほ乳類及び鳥類に属する動物をいう。(産業動物の飼養及び保管基準)

動物の種類及び数 (1戸あたり飼養数)		施設数 (飼養戸数 等)	飼養数及 び飼養施 設数出典
採卵鶏	33,500 (羽)	4,090 (戸)	畜産統計調 査(H16.2.1)
ブロイラー	38,000 (羽)	2,778 (戸)	H15 食鳥流通 統計調査 (H16.2.1)
豚	1,095 (頭)	8,880 (戸)	畜産統計調 査(H16.2.1)
搾乳牛	58 (頭)	29,800 (戸)	畜産統計調 査(H15.2.1)
肉用牛	29 (頭)	98,100 (戸)	畜産統計調 査(H15.2.1)
馬(農用)	約 7 頭	3,980 (戸)	農林水産省 馬関係資料 (H9.2.1)
馬(乗用)	約 14 頭	902 (力所)	農林水産省 馬関係資料 (H13 年度)

## 2 産業動物の福祉に関する法規制のしくみ

### (1) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)

動物愛護管理法においては、畜産動物のみを対象とした特別の規定はなく、人の所有又は占有下にある動物の適正な飼養・保管等に係わる規定が適用となり、同法第5条に基づく「産業動物の使用及び保管に関する基準」がガイドラインとして定められている。

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第5条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物を適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を与え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

<中略>

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

(動物を殺す場合の方法)

第23条 動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

2 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に関し必要な事項を定めることができる。

「産業動物の飼養及び保管に関する基準」

動物の健康及び安全の保持、生命・身体・財産への危害防止、迷惑防止について、動物の所有者又は占有者の責務を定めた動物愛護管理法第5条の規定に基づくガイドライン。産業動物の衛生管理及び安全の保持、導入・輸送に当たっての配慮、危害防止等の定めがある。

「動物の処分方法に関する指針」

動物の福祉の観点から、動物を殺す場合の方法を定めた動物愛護管理法第23条に基づくガイドライン。動物の処分方法として、出来るだけ苦痛を与えない方法を用いることが定められている。

( 2 ) 化製場等に関する法律 ( 昭和 2 3 年法律第 1 4 0 号 )

公衆衛生の見地から、国民の健康を保護することを目的としており、化製場及び死亡畜獣取扱所を対象としている。これらの施設の設置に係る都道府県知事による許可制 ( 第 3 条 ) や施設の衛生管理 ( 第 5 条 ) についての定めがある他、特定地域で特定数以上の政令で定める動物を飼養又は収容する場合の都道府県知事による許可制 ( 第 9 条 ) の定めがある。

動物の飼養又は収容に係る許可制

・対象となる動物の種類と数は以下のとおり。

動物の種類	動物の数	動物の種類	動物の数
牛	1 頭	やぎ	4 頭
馬	1 頭	犬	1 0 頭
豚	1 頭	鶏	1 0 0 羽
めん羊	4 頭	あひる	5 0 羽

動物の種類については政令において定めがあり、動物の数については各都道府県の条例により定められている。

( 3 ) 家畜商法 ( 昭和 2 4 年法律第 2 0 8 号 )

家畜商について、免許、営業保証金の供託等の制度を実施して、その業務の健全な運営を図り、家畜の取引の公正を確保することを目的とする。

家畜商の免許制度 ( 第 3 条 ) 免許の取消し及び事業の停止 ( 第 7 条 ) 家畜の取引の事業に関する制限 ( 第 1 0 条 ) 営業保証金の供託 ( 第 1 0 条の 2 ) 立入検査 ( 第 1 1 条の 3 ) 等に関する規定がある。

家畜商の免許制度

家畜商になろうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない、この免許は家畜商名簿に登録することによって与えられ、家畜商免許証が与えられる。

なお、免許を受けるためには、都道府県又は都道府県知事が指定する者が行う講習会を修了しなければならない。

講習会の内容

- ・家畜の取引に関する法令：4 時間
- ・家畜の品種及び特徴：4 時間
- ・家畜の悪癖、機能障害及び疾病：6 時間

#### (4) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)

家畜の伝染性疾病の発生の予防し、まん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的とする。

伝染性疾病の発生を予防するため、政令で定める家畜について、農林水産省令で、当該家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準(飼養衛生管理基準)を定めることとなっている(第12条の3)。

飼養衛生管理基準を定めるべき家畜(施行令第2条)

牛、豚、鶏

飼養衛生管理基準(案)の内容

飼養衛生管理基準の改正(案)について、農林水産省が平成16年7月15日から、平成16年8月13日までの間パブリックコメントを実施している。

(飼養衛生管理基準)

第21条の2 法第12条の3第1項の飼養衛生管理基準は次のとおりとする。

- 1 畜舎及び器具の清掃や消毒を定期的に行うとともに、家畜及び作業衣、作業靴等を清潔に保つこと。
- 2 他の農場等に立ち込んだ車両が農場に出入りするときは、当該車両の消毒に努めること。
- 3 畜舎に出入りするときは、手指、作業衣、作業靴等について、病原体が広がるのを防止するために必要な消毒その他の措置をとること。また、他の農場等に立ち込んだ者がみだりに畜舎に立ち入らないようにすること。
- 4 畜舎の屋根、壁面の破損を修繕するとともに、窓、出入口等の開口部にネット等の必要な設備を設ける等により、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の害虫の侵入の防止に努めること。また、必要に応じて、ねずみ及びはえ、蚊等の害虫を駆除すること。
- 5 家畜又はねずみ、野鳥等の野生動物の糞等が混入しないよう、清浄な飼料及び水の給与に努めること。
- 6 家畜の異常をできるだけ早期に発見することができるよう、家畜の健康管理に努め、異常が認められた場合その他必要な場合には、獣医師の診療又は指導を求めること。
- 7 家畜の健康に異常を生じることのないような適切な飼養密度で飼養すること。
- 8 家畜を他の農場等に移動させる際には、当該家畜が移動することにより病原体が広がるのを防止するため、当該家畜の健康状態を確認すること。
- 9 他の農場等から家畜を導入する場合には、当該家畜を導入することにより病原体が広がるのを防止するため、当該家畜に異常がないことを確認するまでの間、他の家畜と接触させないようにすること。
- 10 疾病ごとの症状、原因、感染経路等、家畜の伝染性疾病の発生の予防に関する知識及び疾病の発生の予防に必要な技術の習得に努めること。

## (5) 有機畜産物の日本農林規格（JAS規格）制定の動き

### JAS規格

農林水産大臣が農林物資について定めた規格であり、

食品等の品質の改善

生産の合理化

取引の単純公正化

使用又は消費の合理化

を図り、もって、公共の福祉を増進することを目的としている。

JAS規格には、

品位、成分、性能等の基準を定めたもの（一般JAS規格）

生産方法についての基準を定めたもの（特定JAS規格）

の2種類のタイプの規格があり、現行は有機農産物について定めた特定JAS規格があるが（上記）、有機畜産物のJAS規格の制定を検討しているところである。

### 有機畜産物のJAS規格

国際基準であるコーデックスガイドラインに準拠しつつ、消費者の信頼性の確保、我が国の畜産業の反映等に配慮した規格の制定に向けた検討が行われている。

有機畜産物の生産の原則は農業の自然循環機能の維持増進を図るため、有機飼料を給与すること及び動物用の医薬品の使用を避けることを基本として、生理学的及び行動学的要求を尊重して飼育された家畜家きんにより生産されることであり、以下の生産方法の基準が定められている。

飼養施設の条件

飼養の対象となる家畜又は家きん

飼料の給与

一般管理

衛生管理

解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理

### 3 畜産動物の飼養実態

#### 産卵鶏

##### (1) 飼養概要 (農林水産省「畜産統計」平成16年2月1日現在)

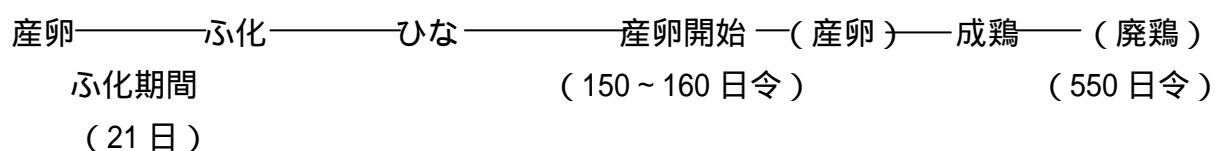
飼養戸数	4,090 (戸)
	注: 成鶏めす羽数 1,000 羽未満の飼養者を除く数値
成鶏めす飼養羽数	137,216 (千羽)
	注: 種鶏及びひな (6 か月未満) を除く数値
一戸当たり飼養羽数	33,500 (羽) (成鶏めす羽数)

##### (2) ライフサイクル

ふ化後、平均的な初産日齢は 150~160 日で、その後 13 か月くらいを採卵期間とする方式が一般的で、途中 1 か月ほど休産させ、この期間を含め 20~21 か月産卵させる方法もある。

産卵の効率 (経費対収入) からみた収益性の高い時期に採卵をやめ、加工用食肉として利用される。

出典: 平成 15 年畜産経営の動向 (農林水産省)、図集家畜飼育の基礎知識 ((社) 農山漁村文化協会) など



## ブロイラー

注：肉用鶏のうち、ふ化後3か月未満の鶏をいう。(ふ化後3か月以上のものは一般的に「地鶏」、「銘柄鶏」といわれる。)ブロイラーは食鳥処理重量の89%をしめる。

### (1) 飼養概要

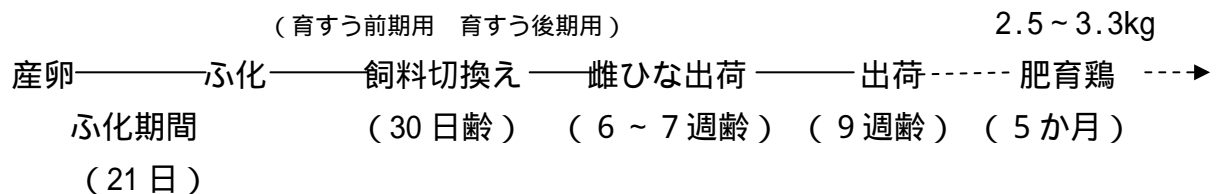
(農林水産省「平成15年度食鳥流通統計調査結果」平成16年2月1日現在)

飼養戸数	2,778(戸)
飼養羽数	10,495(万羽)
一戸当たり飼養羽数	38,000(羽)

### (2) ライフサイクル

ふ化後、30日齢で育すう前期から育すう後期の飼料へと切り替え、49日齢ごろ、雌ひなが出荷され、9週齢ごろには全部のひなが出荷される。

出典：平成15年畜産経営の動向(農林水産省)、図集家畜飼育の基礎知識((社)農山漁村文化協会)、畜産(実教出版)など





## 豚

### (1) 飼養概要

(農林水産省「畜産統計調査」平成16年2月1日現在)

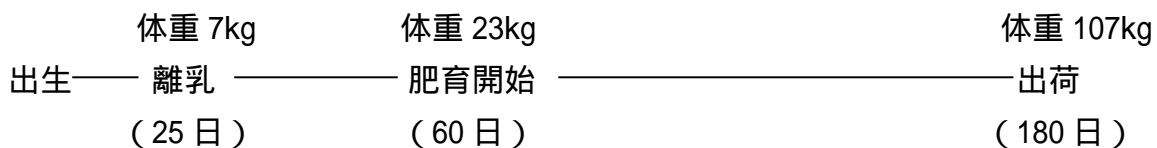
飼養戸数	8,880 (戸)
飼養頭数	9,724 (千頭)
一戸当たり飼養頭数	1,095 (頭)

### (2) ライフサイクル

肉豚(肥育豚)は出生後5~6か月で100~110kgになり、食用に供される。繁殖に用いる母豚の交配開始は8か月齢、体重120~130kgである。妊娠期間は114日前後、1年間に2.3~2.5回の分娩が可能で、事故等がなければ生涯で10回以上の分娩が可能である。また、種雄豚は、生後8~9か月、体重130kg目安で交配可能となり、自然交配か人工授精のための精液を採取する。通常、5~8年間繁殖に用いられる。

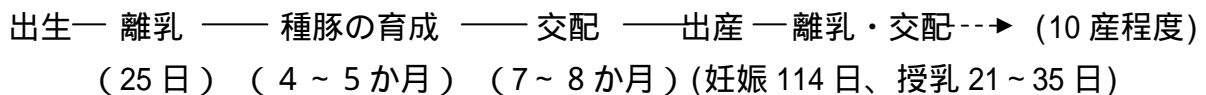
出典：平成15年畜産経営の動向(農林水産省)、図集家畜飼育の基礎知識、高等学校農業科用畜産((社)農山漁村文化協会)、畜産(実教出版)など

#### <肉豚(肥育豚)>



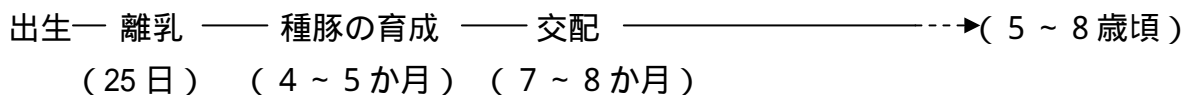
#### <繁殖豚>

(種豚用飼料の制限給餌、運動等)



#### <種雄豚>

(種豚用飼料の制限給餌、運動等)



## 乳用牛

### (1) 飼養概要

(農林水産省「畜産統計」平成15年2月1日現在)

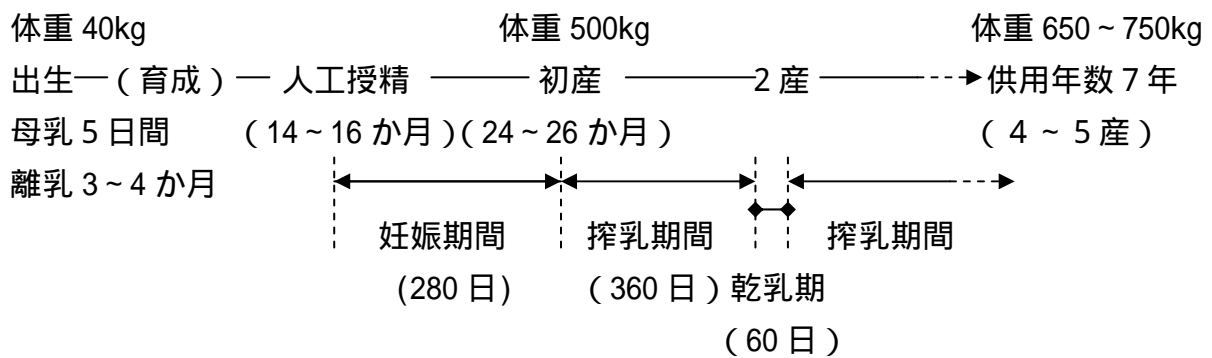
飼養戸数	29,800 (戸)
飼養頭数	1,719 (千頭)
一戸当たり飼養頭数	58 (頭)

### (2) ライフサイクル

雌は、普通生後14~16か月で受胎し、平均280日の妊娠期間で子牛を分娩(24~28か月)し、搾乳可能となる。交配・妊娠を経て分娩をさせ、360日間搾乳、その後、60日間の乾乳期を経て分娩を迎えるサイクルを、乳牛の健康を守り、可能な限り多く繰り返すことが経営的に欠かせない条件となる。通常、供用年数は7年(4~5産)程度。

出典：平成15年畜産経営の動向(農林水産省)、図集家畜飼育の基礎知識、高等学校農業科用畜産((社)農山漁村文化協会)、畜産(実教出版)など

#### <乳牛雌牛>



## 肉用牛

### (1) 飼養概要

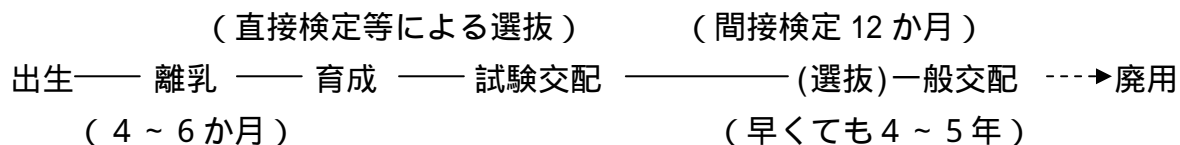
(農林水産省「畜産統計」平成15年2月1日現在)

飼養戸数	98,100 (戸)
飼養頭数	2,804 (千頭)
一戸当たり飼養頭数	29 (頭)

### (2) ライフサイクル

#### 種雄牛

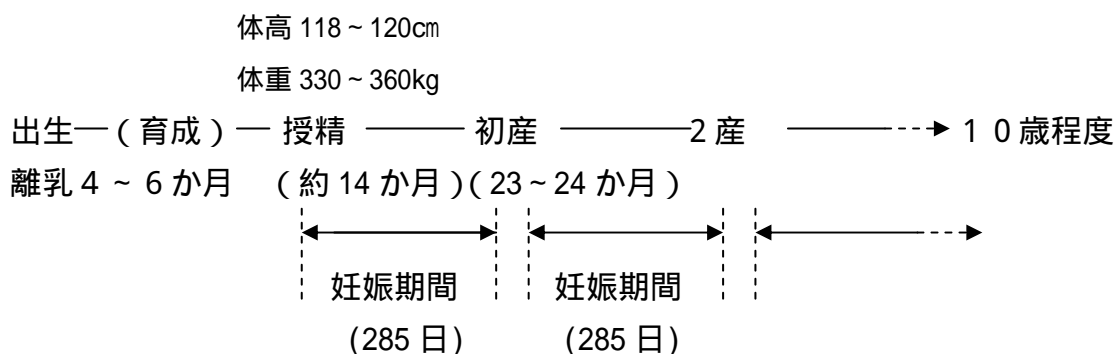
肉専用種の雄子牛が血統や外貌、各種能力検定成績に基づき種雄牛に選定されるには早くとも4～5年必要。検定の結果、特に肉質や増体の能力が優れていることが判明すれば、十数年間に渡り交配に用いられる。なお、我が国では人工授精が広く普及しており、99%の雄子牛は去勢されて肥育素牛となる。



#### 繁殖用雌牛

和牛の妊娠期間 285 日を経て誕生した肉専用種の雌子牛は、4～6か月齢で母牛から離乳し、7～10か月齢で家畜市場に出荷、子牛生産用の基礎雌牛として育成される。

繁殖用に育成される雌牛は約 14 か月齢で受精され、23～24 か月齢で初産、通常 10 歳くらいまで子牛生産を続ける。分娩間隔は現状 390～400 日。一部 15 産以上する雌牛もいる。



### 雌肥育牛

老齢な繁殖用雌牛や受胎しなくなったものは、食肉市場に直行する場合と、5～6か月間の短期肥育により牛肉生産に向けられる場合がある。また、7～10か月齢で家畜市場で肥育素牛として販売され、約18～20か月間肥育される雌子牛や、特に高級肉（霜降り肉）を生産するため、30～40か月齢までゆっくり肥育される未経産の雌牛もいる。（通常30か月）

（繁殖用雌牛）——— 肥育 ———▶（肉用出荷）  
（5～6か月） 体重540kg以上

出生—（育成）— 肥育素牛 ——（肥育）———▶（肉用出荷）  
離乳4～6か月（7～10か月齢）（約18～20か月） 体重600kg以上  
（約21～30か月）

### 去勢肥育牛

2～5か月齢で去勢された雄子牛は、7～10か月齢で出荷され、肥育素牛として16～20か月間肥育されて、食肉市場に出荷される

出生——（育成）—— 肥育素牛 ——（肥育）———▶（肉用出荷）  
離乳4～6か月（7～10か月齢）（約16～20か月） 体重600kg以上

### 乳用種去勢牛

乳用種の雄子牛は、生後7～10日間初乳を飲まされ、酪農家から育成農家に販売され、生後6～7か月齢まで肥育素牛として育成される。去勢は生後2か月齢から5か月齢までに行われる。育成された肥育素牛は、肥育農家に販売され、約13～15か月間肥育され、18～20か月齢で食肉市場に出荷される。

出生—（育成子牛）— 肥育素牛 ——（肥育）———▶（肉用出荷）  
（7～10か月齢） （17～18か月齢）  
（生後1週間） 体重650～700kg

出典：平成15年畜産経営の動向（農林水産省）、図集家畜飼育の基礎知識、高等学校農業科用畜産（（社）農山漁村文化協会）、畜産（実教出版）など

# 馬

( 1 ) 総飼養頭数 (( 社 ) 日本馬事協会 HP 農水省「馬関係資料」より平成 13 年次)

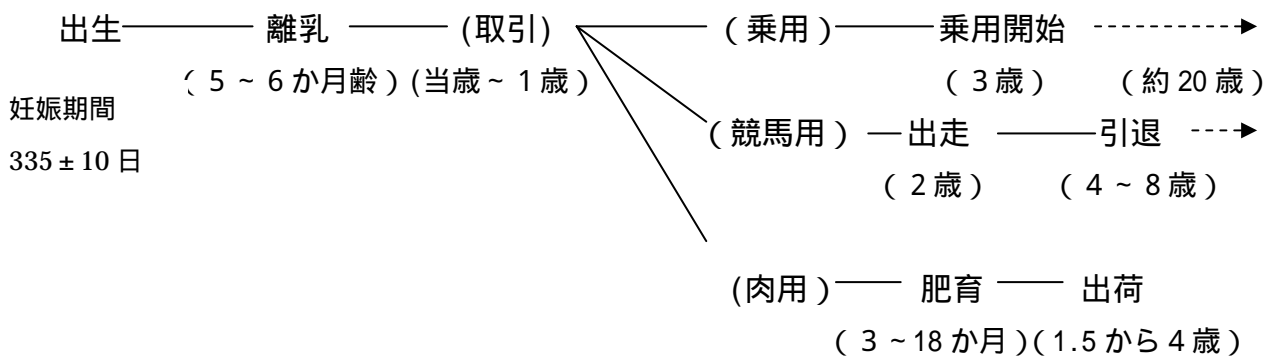
軽種馬	59,547 ( 頭 )	
農用馬	18,083 ( 頭 )	
乗用馬	12,601 ( 頭 )	
在来馬	2,551 ( 頭 )	
肥育馬	8,700 ( 頭 )	合計 101,482 頭

( 2 ) ライフサイクル

馬は一般的に季節繁殖をする動物であり、種付け期間は、早春から夏である。雌馬には一般的に明け 4 歳( 満 3 歳 )から交配させる。妊娠期間 335 日 ± 10 日を経て、生後 5 ~ 6 か月目に母馬から離し離乳させる。当歳馬又は 1 歳馬で、農用・乗用、競馬用又は肉用として取引( セリ、庭先 )される。

農用・乗用馬は、3 歳から供用され、なかには約 20 歳まで飼育されるものもある。競馬用馬は 2 歳で出走開始し、4 から 8 歳で引退、乗用への転用や種雄馬・種雌馬として繁殖に供される。農用馬としては、北海道が生産頭数で多くを占めており、ばんえい競走馬として選ばれなかったものが、肥育用素馬として主に九州方面に販売される。

出典：馬の飼い方マニュアル(( 社 ) 日本馬事協会)、畜産技術 1998.11(( 社 ) 畜産技術協会) など

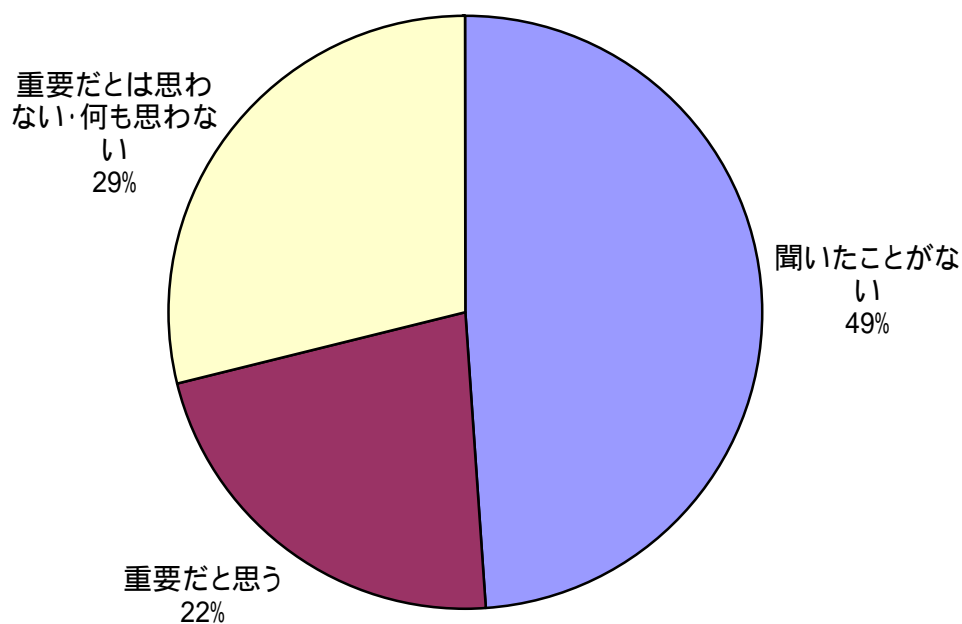


#### 4 家畜福祉に関する意識

佐藤らが、養豚農家(年齢:29~74歳、平均経営規模:繁殖雌豚96等、肥育豚1,007頭(全国平均と類似)宮城県内149戸)を対象として行った家畜福祉に関する意識調査\*によると、「家畜福祉」という言葉を「聞いたことがない」49%、「重要だと思う」22%、「重要だとは思わない」「何も思わない」29%であり、あまり知られていないことが示されている。

\* 佐藤衆介・織田咲弥香・鈴木啓一・菅原和夫，養豚農家の家畜福祉に関する意識調査．日本家畜管理学会誌，38(3):131-140，2002

「家畜福祉」という言葉について



## 5 海外等における産業動物の福祉に関する動きについて

以下の文は、下記文献より関連部分を抜粋・編集したもの。

ジャニス・コックス（ヒトと動物の関係学会講演「世界における畜産動物の福祉」）

佐藤衆介（東北大学助教授、「欧米における動物福祉・愛護政策の動向と家畜生産」）

地球生物会議資料集「EU・国際機関の動物福祉 - 法令と指針 - 」

### （１）基本的な考え方

イギリスの家畜福祉協議会（FAWC）が提唱した「５つの自由」を基本とする考え方が、「畜産動物の福祉」の国際的な標準になっている。

また、この「５つの自由」の考え方は、家庭動物等を含むすべての動物についても適用すべき理念であるとして、世界獣医学協会（WVA）などの機関においても取り入れられている。

#### 動物福祉の原則

（世界獣医学協会の動物の保護・福祉及び行動学に関する指針(1993)より）

飢えと渇きからの自由

肉体的苦痛と不快感からの自由

傷害や疾病からの自由

おそれと不安からの自由

基本的な行動様式に従う自由

### （２）EUの動き

歴史的に見て、欧州には動物の福祉が進んでいる国が多く、飼育・輸送・と殺における畜産動物の保護に関する法的規制が比較的強い状況にある。このため、畜産物の輸出国である欧州では、畜産動物の福祉の導入によって、畜産物の価格国際競争力が低下してきている。

例：ニワトリに関する動物福祉の向上（バタリーケージの段階的廃止など）

EUにおけるニワトリの飼養に関する最低基準は、1988年に出された理事会指令で規定されているところである。

しかし、従来のバタリーケージ方式によるニワトリの飼養が、本来、個体に備わっている鶏の羽ばたき等の動物行動学的・生理学的な機能を阻害し、その結果、骨格のせい弱化による羽折れ等の弊害をもたらしている等も指摘がなされている。また、近年の動物福祉に対する要請（参照：農業目的で保持される動物の保護に関する委員会

指令（1998年）も高まりつつある。

このため、1999年に、従来の基準を一層強化する内容の新たな基準を示した指令が出され、動物愛護の観点から、採卵鶏1羽当たりのバタリーケージの最低基準面積を、今後、段階的に大幅に拡大することとなったものである。

具体的には、次のとおりである。なお、この基準の強化に対して、EUの生産者は、設備投資に伴う資金負担および生産性の低下による国際競争力の低下を懸念しているといわれている。

#### 2003年以降

1羽当たりのバタリーケージの最低基準面積を、従来の450c㎡から550c㎡に拡大。また、新規にケージを導入する場合は、新方式のケージを設置。

#### 新方式のケージ

最低基準面積750c㎡。とまり木、産卵用の巣および砂浴用の設備を付帯。

#### 2012年以降

ケージで採卵鶏を飼養する場合は、すべて新方式のケージの基準を満たすこと。

#### EU指令等

規則、指令、決定などがある。

規則：加盟国全体に直接適用され、国内法の修正を要せず、国内法に優先して効力を持つ。

指令：国内法に取り込まれるべきもの。拘束力を持つが、結果を達成するための方法は各加盟国の裁量にまかされる。

決定：選択的拘束力をもつ。特定の国や企業、ときには個人に対して発せられる。

#### （2）有機畜産

安全で健康的な畜産物を求める消費者ニーズの高まりを踏まえ、コーデックス委員会（FAO国際食料農業機構／WHO世界保健機構 合同食品規格委員会）により、1999年に畜産物を除く有機農産物の生産に係る国際的なガイドライン（「有機生産食品の生産・加工・表示及び販売に係るガイドライン」以下、コーデックスガイドラインという。）が定められた。このため、WTO加盟国である日本もそれを遵守して自由貿易を進める義務が課せられた。我が国においても有機農産物に関し、コーデックスガイドラインに準拠して平成13年4月からJAS法に基づいた表示規制が行われている。



さらに、2001年に新たに有機畜産物に関する規定が定められ、コーデックスガイドラインに追加された。この中には、産業動物の福祉に関連する規定もある。

#### 有機畜産物に関するコーデックスガイドラインの概要

本ガイドラインでは、有機畜産を土地と関連した活動と位置づけたうえで、次の事項を有機畜産の要件として定めている。

草地や野外の飼育場へのアクセスの確保

有機飼料(無農薬、無化学肥料での栽培)の給与

動物医薬品の使用条件の限定(予防目的での抗生物質の使用禁止等)

家畜排せつ物管理の適正化

家畜の飼養管理記録の保存

なお、本ガイドラインは、各国が有機畜産物に関する国内基準を設けることを強制するものではないが、各国が有機畜産物についての表示規制を行う場合には、本ガイドラインを基礎として国内制度を制定することを要求しているものである。

## 参考資料 1

農業目的で保持される動物の保護に関する理事会指令（E U、1998）（抜粋）

COUNCIL DIRECTIVE 98/58/EC of 20 July 1998 concerning the protection of animals kept for farming purposes

仮訳出典：環境省資料

### 職員の配置

1 適切な能力・知識・専門的な適正を持ち合わせた十分な数の従業員によって動物は飼育されるものとする。

### 観察

2 動物福祉上、人間が常に注意していなければならない農業システムで飼育されているすべての動物は、少なくとも1日に1度は観察されるものとする。他のシステムで飼育されている動物は、その動物の苦痛を避けられる範囲内の時間の間隔で観察されるものとする。

3 動物の観察がいつでも十分に行なえるための適切な照明（固定または移動式）が用意されるものとする。

4 傷病動物は、遅れることなく適切に介護されるべきであり、介護しても回復しない場合は、獣医師による助言をすみやかに受けなければならない。必要に応じて、傷病動物はその動物に合った場所に隔離され、適切と思われる場合は、乾燥した快適な敷きわらを与えられるものとする。

### 記録の保管

5 動物の所有者や飼育者は、観察ごとに、動物の治療と斃死数の記録を維持するものとする。その他の目的で、同等の情報の保管が要求される場合もまた、この指令の目的を満たすものとする。

6 この記録は、少なくとも3年間は保有され、査察が行なわれる際あるいはその他の際に求められた場合は、関係当局に呈示されるものとする。

### 動作の自由

7 動作の自由はその動物種を顧慮し、確立した経験や科学的知識に従い、不必要な苦痛やけがの原因となるような方法で動作を拘束してはならない。

動物が継続的にあるいは定期的に繋がれたり、囲われる場合は、確立した経験や科学的知識に従い、その生理学的・行動学的要求にみあった広さや空間を与えなければならない。

## 建物と収容設備

8 収容設備の建築に使用される材料、そして特に囲いを建築する場合には、動物が接触する設備は動物に悪影響のないものにするべきであり、完全に洗浄・消毒できるような作りになっていなければならない。

9 収容設備と動物を保定する器具は、動物にけがを負わせるおそれのある鋭いかどや突き出しがないように建築・管理されるものとする。

10 空気の流動・ほこりのレベル・気温・湿度・気体の濃度は動物に悪影響のない範囲に保たれていなければならない。

11 建物の中で飼育される動物は、終始暗い場所に入れられたままあるいは人工照明にあたらぬ時間を適切に与えられない状態で飼育されるべきではない。自然の光が動物の生理学的・行動学的要求に満たない場合は、適切な人工照明が与えられるべきである。

## 屋外で飼育される動物

12 屋外で飼育される動物は必要に応じ、また可能な限り、悪天候、捕食動物、健康に害を及ぼすものから守られるものとする。

## 自動または機械設備

13 動物の健康と福祉のために必要不可欠なすべての自動または機械の設備は、少なくとも1日1回は点検されなければならない。不具合が発見された場合、早急に調整されなければならない。あるいはそれが不可能であれば、動物の健康と福祉を保護する適切な処置をしなければならない。

動物の健康と福祉が人工空調システムによって保たれている場合は、そのシステムが故障した場合でも、動物の健康と福祉を保つために必要な空気の入替えが保証される適切な予備システムが完備されていなければならない。故障を知らせる警報装置を設置しなければならない。警報装置は定期的に点検されなければならない。

## 餌・水その他の物質

14 動物の年齢と種に応じ、健康を維持するのに十分な量で、その動物の栄養学的要求を満たした健康によい餌を与えなければならない。動物の不必要な苦痛やけがの原因となるような方法による給餌給水をしたり、物質が混入している餌や飲み水を与えてはいけない。

15 すべての動物が生理学的要求にみあった間隔で餌場に行けるようにしなければならない。

16 すべての動物が適切な水の供給源に行けるようにするか、他の方法によって水分補給が十分行なえるようにしなければならない。

17 給餌給水設備は、餌や水の汚染や、動物同士の争いが最小限に食い止められるようにデザイン、建築、設置されなければならない。

18 治療・予防目的、あるいは指令 96/22/EEC( 1)第一条(2)(e)で定義されている畜産学的治療の目的以外の物質は、動物福祉の科学研究か、確立した経験により、その物質の影響が動物の健康や福祉に有害でないと実証されない限り、動物に使用してはならない。

#### 不具にすること

19 第五条に規定された手続きに従い、指令 91/630/EEC の既得権を侵すことなく、不具にすることに関する特定の条項の採択までは、関連した国の条項は条約の一般規則により適用されるものとする。

#### 繁殖手順

20 繁殖に関わるどの動物にも苦痛やけがが生じるおそれのある自然又は人工繁殖、又は繁殖手順は、実施されるべきではない。

この条項は、国の条項で許可される場合、最小限又は瞬間の苦痛やけがの原因となるか、持続性のあるけがの原因とならないよう介入を必要とする可能性のある手順の利用をあらかじめ除外しないものとする。

21 遺伝子型又は表現型の基礎として、動物の健康や福祉に悪影響なく飼育されることが可能であると予期されない限り、いかなる動物も農業目的で飼育されるべきではない。

1 ホルモン・甲状腺拮抗作用のある物質の畜産業での使用の禁止に関する議会指令 96/22/EC (1996年4月29日)

## 参考資料 2

### コーデックス有機生産食品の生産、加工、表示および販売に係るガイドラインの骨子

#### - 畜産物およびその生産物 -

##### 家畜の飼養管理等

###### (一般原則)

1. 畜産は土地と関連した活動である。草食動物については草地へのアクセスが、その他の家畜については野外の飼育場へのアクセスが与えられなければならない。ただし、動物の生理状態、厳しい気候条件等を考慮して例外を認めることができる。
2. 家畜の飼養密度は、飼料の生産能力、家畜の健康状態等を考慮して当該地域にとって適切な水準にすべきである。

###### (家畜の源 / 由来)

3. 有機生産のために使用される家畜は、誕生またはふ化したときから、本ガイドラインに合致した生産農場に由来するものでなければならない。ただし、新たに畜産を開始する等の場合には、非有機農場由来の家畜を導入することができる。

###### (栄養)

4. 給与される飼料は原則としてすべて本ガイドラインに沿って生産された有機飼料（無農薬、無化学肥料での栽培）であるべきである。ただし、各国が定める経過期間中においては、乾物重量ベースで最低 85%（反すう畜の場合）、または 80%以上（非反すう畜の場合）の有機飼料を給与すれば、有機畜産物とすることができる。
5. すべての家畜は、十分な健康と活力を維持できるように、新鮮な水への十分なアクセスが確保されなければならない。
6. 国は、飼料、飼料添加物等として使用可能な物質のリストを作成すべきである。

###### (衛生管理)

7. 疾病の予防は、適切な品種または系統の選択、適切な飼養管理の実施、定期的な運動及び放牧地や野外の飼育場へのアクセス、良質な有機飼料の使用等に基づくべきである。

- 8．動物用医薬品の使用は、以下の原則に合致しなければならない。
- ・特定の疾病または健康上の問題が発生、または発生の可能性があり、他に認められた治療方法や管理方法がない場合、または法律で義務付けられている場合には、ワクチン接種、駆虫薬の利用または動物用医薬品の治療目的での使用が認められる。
  - ・動物用医薬品や抗生物質の利用による休薬期間は、法律で義務付けられている期間の2倍とすべきである。
  - ・動物用医薬品や抗生物質の予防目的での使用は、禁止される。
- 9．成長促進剤、成長促進または生産促進効果のある物質の使用は、認められない。

(家畜の管理、輸送およびと畜)

- 10．繁殖は、以下の点を考慮して行われるべきである。
- ・当該地域条件および有機畜産に適した品種および系統
  - ・人工授精を用いることはできるが、自然の方法での繁殖が望ましいこと
  - ・受精卵移植技術およびホルモンによる繁殖処置、遺伝子工学を用いた繁殖技術は用いてはならないこと
- 11．断尾、切歯、除角のような処置は、基本的には認められない。しかし、これらの処置は、安全のためまたは家畜の健康や福祉の改善を目的としたものである場合には、国や認証団体により許可され得る。
- 12．家畜の輸送は、ストレスや苦痛を避けるように行うべきである。
- 13．と畜は、ストレスや苦痛を最小限にする方法で行うべきである。

(畜舎および放牧地の条件)

- 14．畜舎は、飼料や水への容易なアクセス、十分な自然の換気や採光等により、家畜の生物学および行動学的な要求を満たさなければならない。

(ほ乳類)

- 15．全てのほ乳類は、草地、野外の運動場にアクセスできなければならず、かつ、当該動物の生理学的状態、気候条件および土地の状態が許すときはいつでも、これらの場所を利用できるようにしなければならない。
- 16．子牛の単飼および家畜のつなぎ飼いは、国の許可がない限り認められない。

(家きん)

- 17．家きんは、屋外の条件で飼育され、かつ、気候条件が許すときはいつでも野外の飼育場に自由にアクセスできなければならない。家きんをケージで飼育することは認められない。

(排せつ物の管理)

18. 畜舎、草地における排せつ物の管理方法は、土壌や水質の劣化を最小限にし、養分のリサイクルを最適にするような方法で行われるべきである。

(記録および個体識別)

19. すべての家畜は個体別に(ただし、小型のほ乳類および家きんは群別に)識別されるべきである。また、家畜に施された治療および薬品、給与した飼料、と畜、販売等の事項について、詳細かつ最新の記録が保存されるべきである。

養ほうおよびその生産物

(略)

飼料作物(有機農産物と共通)

1. 有機飼料作物の作付けの前、原則として最低2年間、有機の植物についての原則が適用されるべきである。
2. 土壌の肥よく度は、適切な輪作計画や本ガイドラインに従った生産を行っている保有地から得られた有機物やきゅう肥の土壌への投入等により、維持・増進されるべきである。これらの方法では充分でない場合には、作物への栄養供給や土壌改良を補う程度に限り、本ガイドラインで指定する肥料および土壌改良材を用いることができる。
3. 病害虫および雑草の防除は、適切な作物および品種の選定、適切な輪作計画、耕うん、雑草の焼却、天敵や動物を放つこと等によって防除されるべきである。作物に対して差し迫った脅威があり、かつ、これらの措置が効果的でない場合においてのみ、本ガイドラインで指定する病害虫防除用の資材を用いることができる。

有機製品の加工、貯蔵、輸送等

1. 加工の全段階を通じて、有機製品として瑕疵のない状態が維持されていなければならない。
2. 加工方法は、機械的、物理的あるいは生物的(発酵等)であるべきであり、非農業由来原材料および添加物の使用は最小限に止められるべきである。
3. 病害虫管理および防除については、病害虫の生息場所および施設への侵入経路の破壊・除去のような予防措置、機械的/物理的方法および生物的方法による防除が優先され、これらの方法では十分でない場合には、有機食品との接触が防がれていること等を条件として、本ガイドラインで指定する病害虫防除用の資材を用いることができる。

- 4 . 本ガイドラインで認められていない農薬をポストハーベストあるいは検疫のために使用したときは、その食品は有機の状態を失う。
- 5 . 有機食品以外の原材料は、食塩および水の重量を除いた原材料のうち、最大5%まで使用することができる。

有機食品の生産のための許可資材  
(略)



## 産業動物の飼養及び保管に関する基準

〔 昭和62年10月9日  
総理府告示第22号 〕

### 第1 一般原則

管理者及び飼養者は、産業動物の生理、生態、習性等を理解し、かつ、愛情をもって飼養するように努めるとともに、責任をもってこれを保管し、産業動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するように努めること。

### 第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業動物 産業等の利用に供するため、飼養し、又は保管しているほ乳類及び鳥類に属する動物をいう。
- (2) 施設 産業動物の飼養又は保管を行うための施設をいう。
- (3) 管理者 産業動物及び施設を管理する者をいう。
- (4) 飼養者 産業動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

### 第3 産業動物の衛生管理及び安全の保持

- 1 管理者及び飼養者は、産業動物の適正な飼養又は保管を行うため、産業動物の衛生管理及び安全の保持に関する知識と技術を習得するように努めること。
- 2 管理者は、産業動物の飼養又は保管に当たっては、必要に応じて衛生管理及び安全の保持に必要な設備を設けるように努めること。
- 3 管理者及び飼養者は、産業動物の疾病の予防及び寄生虫の防除のため、日常の衛生管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した産業動物に対しては、速やかに適切な措置を講じ、産業動物の衛生管理及び安全の保持に努めること。
- 4 管理者及び飼養者は、産業動物の使役等の利用に当たっては、産業動物の安全の保持及び産業動物に対する虐待の防止に努めること。

### 第4 導入・輸送に当たっての配慮

- 1 管理者は、施設の立地、整備状況及び飼養能力を勘案し、産業動物を導入するように努めること。
- 2 管理者は、施設への産業動物の導入に当たっては、必要に応じて適切な衛

生検査を行うように努めること。

- 3 産業動物の輸送に当たる者は、その輸送に当たっては、産業動物の衛生管理及び安全の保持に努めるとともに、産業動物による事故の防止に努めること。

### 第5 危害防止

- 1 管理者は、産業動物からの疾病にかかることを予防するため、管理者及び飼養者の健康について必要な健康管理を行うように努めること。
- 2 管理者及び飼養者は、産業動物が施設から脱出しないように配慮すること。
- 3 管理者は、地震、火災等の非常災害が発生したときは、速やかに産業動物を保護し、及び産業動物による事故の防止に努めること。

### 第6 生活環境の保全

管理者及び飼養者は、産業動物の排せつ物の適切な処理、産業動物による騒音の防止等生活環境の保全に努めること。

### 第7 補則

管理者及び飼養者は、ほ乳類及び鳥類に属する動物以外の動物を産業等に利用する場合においても、この基準の趣旨に沿って措置するように努めること。